

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民年金法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐呂間町は、国民年金法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道佐呂間町長

公表日

令和7年12月10日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金法に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法に基づき、住民基本台帳等の情報をもとに国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を、法定受託事務として行っている。</p> <p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務②年金受給に伴う裁判請求事務③国民年金保険料の免除等申請事務 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	Web-TAWN(国民年金、宛名管理システム)、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

Web-TAWN、戸籍届出閲連事務ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表46の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢>
		1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号、別表46、47、48の項 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73、74、156の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 佐呂間町総務課 〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1 TEL 01587-2-1211

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 佐呂間町総務課 〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1 Tel 01587-2-1211

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[委託しない]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[提供・移転しない]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[接続しない(入手)] [接続しない(提供)]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者本人からマイナンバーの提供を受け、その真正性の確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット経由でのマイナンバーの照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、システムに情報を入力する際は、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。

9. 監査

[自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	マイナンバー系の環境へのアクセスが可能な職員については、ICカード及びID/PASSによる認証と限定しており、権限を持たない職員がアクセスすることができないよう制限している。また、アクセスログを記録し定期的に不正なアクセスがないことを確認している。
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日 平成31年4月1日 平成31年4月1日 令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 II しきい値判断項目 1. 対象人数 II しきい値判断項目 2. 取扱者数 IV リスク対策	町民課長 深尾 毅 平成27年3月10日 時点 平成27年3月10日 時点 —	町民課長 平成31年4月1日 時点 平成31年4月1日 時点 項目の追加	事後 事後 事後 事後	見直しによる変更 見直しによる変更 見直しによる変更 新様式への変更
令和7年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番31	番号利用法第9条第1項 別表46の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定 める命令 第24条の2	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番47、48、 49、50	番号利用法第19条第8号、別表46、47、48の項 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表73、74、156の項	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和7年12月1日	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和7年12月1日	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者本人からマイナンバーの提 供を受け、その真正性の確認を行っている。申 請者からマイナンバーを得られない場合にのみ 行う住基ネット経由でのマイナンバーの照会 は、4情報又は住所を含む3情報による照会を 行うことを厳守している。また、システムに情報 を入力する際は、複数人での確認を行った上で マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残し ている。	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え らる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え らる対策 判断の根拠	—	マイナンバー系の環境へのアクセスが可能な職 員については、ICカード及びID/PASSによる認 証と限定しており、権限を持たない職員がア クセスすることができないよう制限している。ま た、アクセスログを記録し定期的に不正なア クセスがないことを確認している。	事後	新様式への変更